

練馬区告示第443号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等を定める規程（平成17年1月25日練馬区告示第60号）の一部をつぎのように改正する。

令和8年8月27日

練馬区長 吉 田 健 一

本則の表練馬区まちづくり条例施行規則（平成18年3月練馬区規則第26号）の部第6条第1項の項のつぎにつぎのように加える。

第13条第1項	都市計画提案団体の認定に係る申請
第15条第1項	都市計画提案書の提出
第16条	都市計画提案に係る再審査の申出
第19条第1項	まちづくり提案書の提出
第19条第2項	まちづくり提案書の提出に係る事前の届出
第20条	まちづくり提案に係る再審査の申出
第22条第1項	地区計画等の住民原案の申出
第22条第2項	地区計画等の住民原案の申出に係る事前の届出
第23条	地区計画等の住民原案に係る再審査の申出
第26条第1項	総合型地区まちづくり協議会の認定に係る申請
第27条第1項	総合型地区まちづくり準備会の登録の届出
第28条第1項	総合型地区まちづくり計画提案書の提出
第29条第2項	地区まちづくりの理念の策定に係る報告
第30条第1項	施設管理型地区まちづくり協議会の認定に係る申請
第31条第1項	施設管理型地区まちづくり準備会の登録の届出
第32条第1項	施設管理型地区まちづくり計画提案書の提出

第33条第1項	テーマ型まちづくり協議会の認定に係る申請
第34条	テーマ型まちづくり提案に係る事前の届出
第35条	テーマ型まちづくり提案の素案の提出
第36条第1項	テーマ型まちづくり提案書の提出

本則の表練馬区景観条例施行規則（平成23年4月練馬区規則第43号）の部につき
 ぎのように加える。

第13条第1項	景観重要建造物等の指定の提案書の提出
第17条第1項	景観重要建造物等の所有者等の変更の届出
第18条第1項	景観重要建造物等の現状変更の許可の申請
第21条	景観重要建造物等の滅失等の届出
第26条第1項	景観協定の認可の申請
第27条第1項	景観協定の変更または廃止の認可の申請
第28条第1項	景観まちなみ協定の認定の申請
第29条第1項	景観まちなみ協定の変更または廃止の届出

付 則

この規程は、令和8年9月1日から施行する。